

指定管理者選定評価委員会審査結果

1 対象施設

- (1) 施設名 青森市福祉増進センター、青森市総合福祉センター及び青森市中央デイサービスセンター
 (2) 所在地 青森市本町四丁目1番3号ほか

2 選定方法

- (1) 選定基準及び配点

項目	選定基準	配点
1 管理運営全般について (35点)		
a. 管理運営方針	・施設の設定目的に合致しているか ・市の求めに柔軟に対応できるか	10点
b. 同種の施設管理業務の実績	・管理業務実績があるか	5点
c. 地域や関係団体との連携	・交流、協力に対し積極的か ・具体性があるか ・関連のある介護関連事業所や行政機関との連携が図られているか。	10点
d. 障がい者雇用	・障がい者を積極的に雇用しているか	10点
2 管理について (40点)		
a. 地元雇用への配慮	・市内在住者の雇用について配慮があるか	5点
b. 職員等の配置計画	・職員等の適正な配置がなされているか	5点
c. 職員の雇用・労働条件について	・職員等の雇用・労働条件の向上に努めているか	5点
d. 職員等の研修計画	・職員等の育成に方向性があるか ・内容及び回数は適切か	5点
e. 施設維持管理計画	・管理保守点検業務が適切に行われているか	5点
f. 防犯、防災、緊急時の対応に関する取組	・的確な対応であるか ・事故防止に向けて取り組んでいるか	5点
g. 個人情報保護の取扱いに関する取組	・個人情報保護の職員への周知方法が適切か ・具体的な保護策を講じ、内容が適切か	5点
h. 環境保全、負荷低減への取組	・環境保全の職員への周知方法が適切か ・具体的な取組案があり、内容が適切か	5点
3 運営について (65点)		
a. 市民の平等な利用を確保するための方針	・平等な利用確保の方針は明確か ・障がい者、高齢者、児童等への配慮は十分か	10点
b. 利用者等の要望等の把握と反映方法	・要望を運営に反映する工夫がされているか ・青森市中央デイサービスセンターについては、常に利用者等の心身の状況を的確に把握しつつ、利用者及びその家族への相談援助の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者等の希望に沿って適切に提供できるか	5点
c. サービス向上の対策	・利用者に対するサービス向上が見込まれるか ・苦情処理の体制は明確か ・定期的な自己評価を行うか ・他の福祉事業との連携など福祉の向上の工夫がされているか。	5点
d. 青森市福祉増進センター実施事業の実施計画	・継続的に事業を実施できる体制は十分整っているか ・継続的に事業を実施するための工夫や新たな事業の提案はあるか	15点
e. 青森市総合福祉センター実施事業の実施計画	・継続的に事業を実施できる体制は十分整っているか ・継続的に事業を実施するための工夫や新たな事業の提案はあるか	15点
f. 青森市中央デイサービスセンター実施事業の実施計画	・継続的に事業を実施できる体制は十分整っているか ・継続的に事業を実施するための工夫や新たな事業の提案はあるか	15点
4 効率性について (40点)		
収支計画	・経費の額が妥当であるか ・経費の縮減等に係る方策が工夫されているか	40点

(2) 個別項目採点基準 ※「4 効率性について」を除く

配点	
20点	
15点	
10点	
5点	

※「4 効率性について」の採点基準

効率性についての点数 = {①基本点+経費縮減の配点 (②経費縮減率×③1%あたりの配点)}
 ×④管理運営全体 (効率性の項目を除いた全項目) の獲得点の割合

①基本点 = (配点/2)

②経費縮減率 = {1 - (提案額/指定管理料基準額)} × 100

③1%あたりの配点 = {(配点/2)/20}

④管理運営全体の獲得点の割合 = {管理運営全体の獲得点 / (管理運営全体の配点/2)}

<参考>基本点+経費縮減の配点について {①+ (②×③)}

経費縮減率 (%)	20	15	10	5	0
基本点+経費縮減の配点 {①+ (②×③)}	40	35	30	25	20

- ・経費縮減率は最大20%とします。
- ・1%縮減で、基本点に1点加算され、最大40点となります。
- ・得点に小数点以下の端数が生じた場合は小数点第3位を四捨五入します。
- ・指定管理料基準額は上限額となっており、申請者からの提案額がこれを上回る場合は、その時点で失格とします。

○最低得点について

選定基準の個別項目採点基準（「4 効率性について」を除く）において普通とした点数と、「4 効率性について」の採点基準における基本点の合計を最低得点（97点）とし、応募団体の得点がかこれに満たない場合は失格とします。

また、「4 効率性について」を除く点数の合計が、個別項目採点基準において普通とした点数の合計に満たない場合も失格とします。

(3) 選定評価委員会委員

委員長	相馬 紳一郎	市民政策部理事次長事務取扱
委員	工藤 智	農林水産部次長
委員	森 浩之	青森大学教授
委員	古川 司	東北税理士会青森支部税理士

(4) 選定評価委員会開催日 平成27年10月21日(水)

3 応募団体名 社会福祉法人青森市社会福祉協議会

4 審査結果

項目		配点	候補者
1	a. 管理運営方針	10点	8.50点
	b. 同種の施設管理業務の実績	5点	5.00点
	c. 地域や関係団体との連携	10点	7.25点
	d. 障がい者雇用	10点	7.25点
2	a. 地元雇用への配慮	5点	5.00点
	b. 職員等の配置計画	5点	4.50点
	c. 職員の雇用・労働条件について	5点	3.00点
	d. 職員等の研修計画	5点	3.75点
	e. 施設維持管理計画	5点	3.75点
	f. 防犯、防災、緊急時の対応に関する取組	5点	4.25点
	g. 個人情報保護の取扱いに関する取組	5点	4.00点
	h. 環境保全、負荷低減への取組	5点	4.00点
3	a. 市民の平等な利用を確保するための方針	10点	7.00点
	b. 利用者等の要望等の把握と反映方法	5点	4.00点
	c. サービス向上の対策	5点	3.75点
	d. 青森市福祉増進センター実施事業の実施計画	15点	11.50点
	e. 青森市総合福祉センター実施事業の実施計画	15点	11.50点
	f. 青森市中央デイサービスセンター実施事業の実施計画	15点	11.00点
4	収支計画	40点	31.63点
合計点		180点	140.63点

5 指定管理者候補者

- (1) 名称 社会福祉法人青森市社会福祉協議会
(2) 住所 青森市本町四丁目1番地3号
(3) 代表者 会長 前田 保

6 指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(5年間)

7 選定理由

- ・応募資格を満たしていること。
- ・最低得点(97点)を上回る点数を獲得していること。